

下松市保育施設等の保育料にかかる寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

平成 年 月 日

下松市長 様

(申請者) 住 所 下松市
氏 名 ⑩
電話番号
(児童) 氏名
生年月日
保育施設等名

下松市保育施設等の保育料（利用者負担額）について寡婦（夫）控除のみなし適用を申請します。

私は所得を計算する対象となる年の12月31日時点及び申請時点で、次の1から3のいずれかに該当することを申し立てます。（該当する番号に○を付けてください。）

- 1 婚姻によらずに母となり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしておらず、生計を一にする20歳未満の子（合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る）がいる者
- 2 1であり、かつ合計所得金額が500万円以下である者
- 3 婚姻によらずに父となり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしておらず、生計を一にする20歳未満の子（合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る）がおり、合計所得金額が500万円以下である者

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用にあたり、要件確認を行うために必要な範囲で、私の課税状況及び児童扶養手当に関する情報等を確認することについて同意します。

また、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦（夫）控除のみなし適用により行った決定の取り消しに伴う、保育料の減額分を全額納付することに同意します。

平成 年 月 日 氏名 _____ ⑩

○添付書類

- 1 母（父）及び子の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） ※発行から3ヵ月以内のもの
- 2 所得課税証明書 ※提出不要な場合もあるため事前にお問い合わせください

○注意事項

- 1 保育料が0円の方は対象外です。
- 2 本申請は保育施設等の保育料のみに適用となります。
- 3 所得の状況等により、保育料が変わらない場合があります。
- 4 寡婦（夫）控除のみなし適用は、保育料算定等のみに用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません。
- 5 申請内容に変更があった場合には、申請窓口へ申し出てください。